



山形県公報

平成24年10月5日（金）
第2383号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 有害図書類の指定……………（青少年・男女共同参画課）…1187
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………（健康福祉企画課）…1188
- 生活保護法による指定施術機関の変更の届出……………（同）…1189
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（最上総合支庁地域保健福祉課）…同
- 指定居宅介護支援事業者の指定……………（同）…同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（同）…同
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（置賜総合支庁福祉課）…1190
- 土地改良区の定款変更の認可……………（庄内総合支庁農村計画課）…同
- 民有保安林の指定の予定……………（森 林 課）…同
- 森林病虫害等防除法に基づく特別伐倒駆除命令の予定……………（庄内総合支庁森林整備課）…1191
- 建設業者に対する営業停止の処分……………（村山総合支庁北村山建設総務課）…同
- 土砂災害警戒区域の指定……………（砂防・災害対策課）…1192
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………（同）…同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………（会 計 局）…1193

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………（村山総合支庁建設総務課）…同

## 告 示

### 山形県告示第954号

山形県青少年健全育成条例（昭和54年3月県条例第13号）第8条第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成24年10月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定<br>番号 | 題 名             | 図書コード等   | 発 行 所 等    | 指 定 の 理 由                                                       |
|----------|-----------------|----------|------------|-----------------------------------------------------------------|
| 337      | 月刊実話ドキュメント 10月号 | 05267-10 | (株)竹書房     | 著しく青少年の<br>犯罪又は自殺を<br>誘発し、又は助<br>長し、その健全<br>な育成を阻害す<br>るおそれがある。 |
| 338      | 実話時代 10月号       | 15277-10 | (株)メディアボーイ |                                                                 |
| 339      | 漫画実話ナックルズ 11月号  | 18421-11 | ミリオン出版(株)  |                                                                 |

|     |                            |          |            |                                         |
|-----|----------------------------|----------|------------|-----------------------------------------|
| 340 | 実話マッドマックス 9・10月合併号         | 15279-10 | (株)コアマガジン  | 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 341 | 本当にあった人妻浮気話                | 53005-02 | (株)一水社     |                                         |
| 342 | 男と女の交差点 若々しい人妻編            | 52780-36 | (株)日本文芸社   |                                         |
| 343 | 艶恋師Special【美女を絶頂に導け！！編】    | 50704-76 | (株)実業之日本社  |                                         |
| 344 | ㊦人妻ざかり淫悶づくし                | 57624-25 | (株)竹書房     |                                         |
| 345 | ウワキな彼女～ダメ・・・隣に聞こえちゃう編～     | 50039-19 | (株)少年画報社   |                                         |
| 346 | クイ込み上等！！ハミ出し万歳！！アブない水着の女たち | 57624-28 | (株)竹書房     |                                         |
| 347 | 特選人妻 熟れて焦がれて・・・            | 53005-11 | (株)一水社     |                                         |
| 348 | 男の快樂お色気温泉 全国決定版            | 44656-37 | (株)宙出版     |                                         |
| 349 | 幕の内であっくすDX～美魔女たちの潜乳捜査～     | 57624-32 | (株)竹書房     |                                         |
| 350 | みつくすパーティ                   | 50446-64 | (株)ライド社    |                                         |
| 351 | アイドルフェティシズム～ふえちばら業界の裏事情～   | 57624-21 | (株)竹書房     |                                         |
| 352 | 夢見る派遣 苺ちゃん                 | 52254-40 | (株)エンジェル出版 |                                         |

山形県告示第955号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成24年10月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定医療機関の名称及び所在地  
眼科海野医院  
酒田市中央西町4番4号
- 届出の内容

| 指定医療機関の名称    |        | 変更年月日       |
|--------------|--------|-------------|
| 変更前          | 変更後    |             |
| 医療法人内科眼科海野医院 | 眼科海野医院 | 平成24. 4. 21 |

## 山形県告示第956号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成24年10月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定施術機関の名称及び所在地  
らいふマッサージ治療院 酒田店  
酒田市新橋一丁目14番地の12
- 届出の内容

| 指定施術機関の所在地   |                 | 変更年月日      |
|--------------|-----------------|------------|
| 変更前          | 変更後             |            |
| 酒田市千日町15番21号 | 酒田市新橋一丁目14番地の12 | 平成24. 8. 1 |

## 山形県告示第957号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年10月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                   | サービスの種類 | 指定年月日       |
|--------------------|-------------------------------|---------|-------------|
| 合同会社TO&MI          | あおば デイサービスセンター<br>新庄市沼田町6番22号 | 通所介護    | 平成24. 9. 25 |

## 山形県告示第958号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成24年10月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                          | サービスの種類 | 指定年月日       |
|--------------------|--------------------------------------|---------|-------------|
| 株式会社ケアネット徳洲会       | 居宅介護支援センターふきのとう<br>新庄市大字鳥越字駒場4519番地1 | 居宅介護支援  | 平成24. 9. 25 |

## 山形県告示第959号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年10月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地               | サービスの種類  | 指定年月日       |
|----------------------|---------------------------|----------|-------------|
| 株式会社医療救急サービス         | いきいき倶楽部 シープ<br>新庄市大町3番31号 | 介護予防通所介護 | 平成24. 9. 25 |

|               |                               |          |   |
|---------------|-------------------------------|----------|---|
| 合同会社T O & M I | あおば デイサービスセンター<br>新庄市沼田町6番22号 | 介護予防通所介護 | 同 |
|---------------|-------------------------------|----------|---|

**山形県告示第960号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年10月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地      | 事業所の名称及び所在地                               | 障害福祉サービスの<br>種類 | 指定年月日     |
|---------------------------------------|-------------------------------------------|-----------------|-----------|
| 社会福祉法人友愛会<br>山形市大字松原1911番地4（95<br>-1） | 障がい者居宅介護サービスセンター<br>南陽の里<br>南陽市宮内1204番地の3 | 同 行 援 護         | 平成24.10.1 |

**山形県告示第961号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成24年10月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
笹川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
鶴岡市藤浪二丁目27番地
- 3 認可年月日  
平成24年9月24日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第962号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成24年10月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
飽海郡遊佐町菅里字菅野南山159の1
  - 2 保安林指定の目的  
飛砂の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - イ 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び遊佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 山形県告示第963号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により、松林を所有し、又は管理する者に対し、次のとおり特別伐倒駆除を命ずる予定である。

平成24年10月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 区域及び期間

| 区 域   |                                        | 期 間                          |
|-------|----------------------------------------|------------------------------|
| 市 町 名 | 大 字 名 又 は 町 名                          |                              |
| 鶴 岡 市 | 茨新田、長崎、西沼、辻興屋、面野山、千安京田、下川及び湯野浜         | 平成24年11月1日から<br>平成25年6月20日まで |
| 酒 田 市 | 宮海、古湊、高砂、浜松町、宮野浦、十里塚、坂野辺新田、黒森、広岡新田及び浜中 | 同 上                          |
| 遊 佐 町 | 菅里、北目、江地、藤崎及び比子                        | 同 上                          |

## 2 森林病虫害等の種類 松くい虫

## 3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の伐倒及び破砕（森林病虫害等防除法施行規則（昭和25年農林省令第35号）第1条に規定する基準に従い行うものに限る。）又は当該樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）をすること。

## 4 命令をしようとする理由

1の区域の松林において松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延して当該区域及びその周辺区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

## 5 その他必要な事項

- (1) 1の区域内において3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって庄内総合支庁長を経由して、知事に不服を申し出ることができる。
- (2) 3の措置を行う者は、この告示に係る命令の日から2週間以内に、庄内総合支庁長を経由して、知事にその旨を届け出るものとし、届出がないときはその措置を行う見込みがないものとみなす。
- (3) 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後速やかに、庄内総合支庁長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(4)による損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (4) 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後速やかに、庄内総合支庁長を経由して、知事に提出しなければならない。
- (5) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の期間内に3の措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、その措置の全部又は一部を行うことがある。
- (6) 知事は、(5)の措置を行った場合において、その費用の額が、3の措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受け取ることになるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

## 山形県告示第964号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

平成24年10月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 処分をした年月日

平成24年9月28日

## 2 処分を受けた者

- (1) 商号 有限会社創夢空間
- (2) 主たる営業所の所在地 東根市中央二丁目11番18号エムエス東根館113号
- (3) 代表者の氏名 花等 正明
- (4) 許可番号 山形県知事許可（般-19）第300196号

## 3 処分の内容

とび・土工工事に関する営業のうち、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事に係るものについて、平成24年10月12日から同月26日までの15日間の営業の停止

## 4 処分の原因となった事実

有限会社創夢空間が、山形県発注の建設工事において、工事の施工の資格要件を満たさない技術者を配置したことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

## 山形県告示第965号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成24年10月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 長沢          | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 月山沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 諏訪沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| ウド山         | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 柳沢2         | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 柳沢1         | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 金沢          | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに中山町役場において縦覧に供する。

## 山形県告示第966号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成24年10月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| ウド山           | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 柳沢2           | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 柳沢1           | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |

|    |           |         |
|----|-----------|---------|
| 金沢 | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊 |
|----|-----------|---------|

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに中山町役場において縦覧に供する。

### 山形県告示第967号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年10月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第5中

|        |              |     |
|--------|--------------|-----|
| 〃 通町支店 | 〃 通町六丁目11番6号 | 〃 〃 |
| 〃 徳町支店 | 〃 春日一丁目2番12号 | 〃 〃 |

を

|        |              |     |
|--------|--------------|-----|
| 〃 通町支店 | 〃 通町六丁目11番6号 | 〃 〃 |
|--------|--------------|-----|

に改める。

#### 附 則

この規程は、平成24年10月22日から施行する。

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム）の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年10月5日

山形県村山総合支庁長 土 海 安 雄

#### 1 入札の場所及び日時

- 場 所 山形市鉄砲町二丁目19番68号 山形県村山総合支庁 6階 共用入札室
- 日 時 平成24年11月14日（水） 午後1時30分

#### 2 入札に付する事項

- 調達をする物品の名称 道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム）
- 調達予定数量 1,416,000キログラム
- 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 契約期間 契約締結の日から平成25年3月31日まで
- 納入方法及び納入場所 仕様書による。
- 入札方法 1キログラム当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- 平成24年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成24年2月10日付け県公報第2316号）により公示された資格を有すること。

- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
- イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市鉄砲町二丁目19番68号 山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係 電話番号023(621)8186
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書及び2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）を平成24年10月31日（水）午前11時までに山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係に提出すること。
- (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Sodium chloride
- (2) Time-limit for tender: 1:30P. M. November 14, 2012
- (3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Construction administration division  
Yamagata Murayama Government 19-68 Teppoumachi 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-2492 Japan TEL 023-621-8186